

別記様式（第4条関係）

狭 あ い 道 路 事 前 協 議 書

渋川市狭あい道路等に係る後退用地整備要綱第4条に基づき、後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）の帰属又は管理に関して下記により協議します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>			
渋川市長	様	住 所 フリガナ 土地所有者	氏名 _____ 実印 電話 — —
		住 所 代 理 人	氏名 _____ 印 電話 — —
協議を行う敷地	後退用地・隅切り用地	後退用地等の敷地の帰属等	寄附・売買
当該敷地の地籍及び地目	渋川市 _____ 番地内		地目：
当該敷地の形状	長さ m・幅 m・面積 m	隅切り斜長： m	
所有権以外の権利関係	無有	ある場合の権利関係：	解除の予定年月日 年 月 日
後退用地等の支障物件	無有	ある場合の物件種類：	撤去の予定年月日 年 月 日
申請手続等定行為の予定年月日	・建築確認申請又は建築確認申請を行ったもの ・その他の行為	年 月 日	協議済証明欄 証明 第 号
道路と敷地境界の確認	確認できる ・ 不明である		

※ 特記事項

- (1) 代理人をもって協議事務を行う場合は、委任状を提出してください。
- (2) 後退用地等の支障物件とは、後退用地又は隅切り用地内にある建築物・工作物擁壁（石積みを含む）塀・植え込み・水道メーター・止水栓、電柱等の物件です。
- (3) 建築確認申請の場合（行った場合）は、確認申請に添付する協議済証の証明欄に認印した写しを添付してください。

※ 添付資料

- (1) 位置図（1/2,500以上）
- (2) 公図の写し
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 土地の記載事項証明書
- (5) 後退位置を示した土地利用計画図
- (6) 境界立合証明書
- (7) その他必要書類